

# 国別障害関連情報 ペルー共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ペルー共和国

目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	9
2-4. 障害関連施策の状況.....	10
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 .....	13
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	13
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	14
3. 障害関連団体の活動概況.....	16
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	16
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	16
4. 参考資料 .....	17

図表目次

図 1 障害者の障害種別割合 (2006) .....	4
図 2 障害者の居住地の割合 (2006) .....	4
表 1 ペルー政府による 2006 年度全国調査の結果 (障害種別) .....	3
表 2 障害児の就学率 (障害種別) (%) (2006) .....	5
表 3 障害者の就労状況 (障害種別) (%) (2006) .....	5
表 4 障害関連行政組織 .....	6

略語表

CBID	Community Based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CONADIS	The National Council for the Integration of People with Disabilities	障害者国家統合委員会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画



## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	6,977.69 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

#### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.0 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	3.8 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.39 %	2018 年

#### 人口

総人口	32,510.45 人	2019 年
男性人口比率	49.7 %	
女性人口比率	50.3 %	
都市人口比率	78 %	
農村人口比率	22 %	
平均余命（全体）	77 歳	2018 年
男性	74 歳	
女性	79 歳	

#### 保健医療

栄養不足蔓延率	7 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	6 人	2019 年

#### 教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	14 年	2019 年
成人識字率（全体）	94 %	2018 年
男性	97 %	
女性	92 %	

<sup>1</sup>世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)）に基づく。

就学率		
初等教育（純就学率） <sup>2</sup>		
全体	107 %	2018 年
男子	116 %	2019 年
女子	111 %	2019 年
中等教育（純就学率） <sup>3</sup>		
全体	106 %	2018 年
男子	112 %	2019 年
女子	106 %	2019 年
高等教育（純就学率） <sup>4</sup>		
全体	71 %	2017 年
男子	69 %	
女子	73 %	

失業率（全体）	3.2 %	2020 年
男性	3.0 %	
女性	3.4 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義<sup>5</sup>

ペルー共和国（以下、「ペルー」）は、1999年に施行した障害者基本法（法令 27050 号）において、障害者とは、「1 つもしくは 2 つ以上の甚大な身体、知的、感覚的な機能障害により、通常の活動や社会活動へ参加をする能力が制限されている者」と定義していた。それに対し、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会は、総括所見（2012 年）において、CRPD の概念に基づく定義への変更を推奨していた。ペルー政府は、2012 年に新・障害者基本法（法令 29973 号）（以下、「新障害者基本法」）を制定し、障害者とは、「1 つもしくは 2 つ以上の長期的な身体、感覚、精神もしくは知的な機能障害があり、さまざまな環境や態度の障壁によって、他の者と平等に、社会に完全かつ効果的に参加することを制限される可能性がある者」と定義を修正している。

<sup>2</sup> 6 歳~11 歳

<sup>3</sup> 12 歳~16 歳（中等・高等教育）

<sup>4</sup> 12 歳~16 歳（中等・高等教育）

<sup>5</sup> 政府報告を基に記載。

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況<sup>6</sup>

CRPDの政府報告（2010年）によれば、2006年に国家統計局（National Institute of Statistics）が24県の38万2,000世帯に実施した調査の結果、ペルー全人口の8.4%（障害者数の公表なし）に何らかの障害があった。障害種別では、視覚障害者が全人口の4.5%と最も多く、次いで運動障害（2.7%）、聴覚障害（2.2%）、知的障害（1.1%）、言語障害（0.7%）、コミュニケーション障害（0.6%）、その他（0.1%）となっている。2006年以降の国勢調査における障害調査の情報は本調査では確認できなかった。

### 1-2-3. その他統計

表 1 ペルー政府による 2006 年度全国調査の結果（障害種別）

障害種別／性別	全人口での割合（%）	都市部	地方 <sup>7</sup>
視覚障害	4.5	5.0	3.2
運動障害	2.7	2.7	2.5
聴覚障害	2.2	2.2	2.1
知的障害	1.1	1.2	1.1
言語障害	0.7	0.7	0.6
コミュニケーション障害	0.6	0.7	0.5
その他の障害	0.1	0.1	0.1
計	8.4	8.9	6.9
男性	7.6	8.0	6.5
女性	9.2	9.9	7.4

出所：ペルー政府CRPD政府報告（2010）を基に調査チームが作成

<sup>6</sup> 政府報告を基に記載。

<sup>7</sup> 政府報告には、都市と地方の定義は掲載されていない。

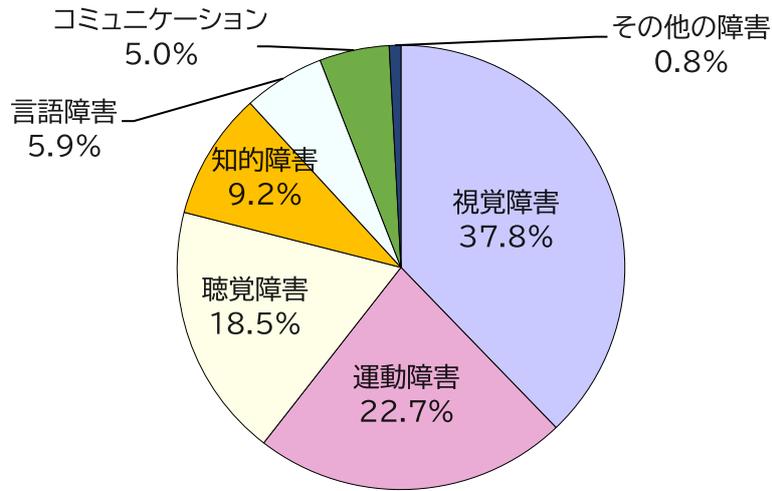


図1 障害者の障害種別割合 (2006)

出所：ペルー政府CRPD政府報告 (2010) を基に調査チームが作成

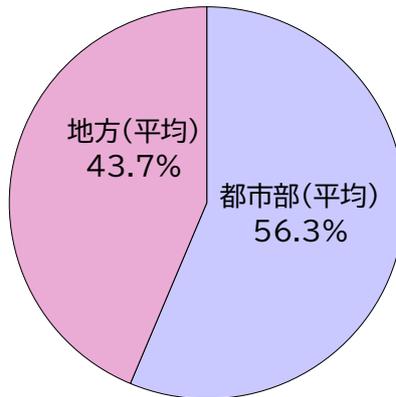


図2 障害者の居住地の割合 (2006)

出所：ペルー政府CRPD政府報告 (2010) を基に調査チームが作成

2006 年の調査では、障害児・者の就学率及び就労の状況についても基本情報を収集している。その結果、いずれの教育機関にも就学していない障害児は、調査対象障害児の 21.1% であり、就労に従事していない障害者 (14 歳以上) は調査対象障害者の 51.8%であった (表 1、2)。

表 2 障害児の就学率（障害種別）（％）（2006）

	合計	視覚障害	運動障害	聴覚障害	知的障害	言語障害	コミュニケーション障害
不就学	21.2	17.5	27.0	29.2	35.0	46.8	44.9
小学校在籍	39.4	38.9	40.8	41.1	41.6	34.2	34.2
中学校在籍	28.1	30.8	22.9	20.8	18.4	15.1	16.5
高等学校在籍	11.3	12.8	9.2	9.0	5.0	3.9	4.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：ペルー政府CRPD政府報告（2010）を基に調査チームが作成

表 3 障害者の就労状況（障害種別）（％）（2006）

	合計	視覚障害	運動障害	聴覚障害	知的障害	言語障害	コミュニケーション障害
就労中	48.2	48.6	38.5	44.7	31.4	28.9	19.1
不就労	51.8	51.4	61.5	55.3	68.6	71.1	80.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：ペルー政府CRPD政府報告（2010）を基に調査チームが作成

CRPD の政府報告によれば、就業している障害者の約半数（50.4％）は自営業であり、家事を手伝っている者の割合は 11.9％である。また企業に就労している障害者は、就業している障害者の 6.8％である。

なお、ペルーは多様な民族によって成り立っており、多様な言語が存在する。障害者のうちスペイン語を母国語とする者が約 70％、ケチュア語を母国語とする者が約 24％、残りの障害者はそれ以外の言語を母国語とする。

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度<sup>8</sup>

障害者基本法(1999年)に基づき発足した独立機関、「障害者国家統合委員会」(The National Council for the Integration of People with Disabilities。以下、「CONADIS」)が、同法の実施を担い、障害者の社会参加を支援している。

#### 【中央政府行政】<sup>9</sup>

障害児・者の権利に関連する政策策定に関わる主な行政組織は、以下のとおりである。

表4 障害関連行政組織

No.	機関名	概要
1	ペルー議会	各政党の国会議員で構成される「特別障害者委員会」が、障害者の権利保障のための関連法の立案・整備する役割を持つ。
2	女性・社会開発省 (Ministry of Women and Social Development)	最高法令 (Supreme Decree) 080-2008-PCM 号 (2008年)において、多分野の専門家から構成される委員会が発足し、CRPDの進捗を監視している。女性・社会開発省の職員が、同委員会議長を務め、CRPDの理念に沿い、他の行政機関が実施する障害分野の活動を調整する。技術的な助言はCONADISが行う。
3	保健省 (Ministry of Health)	以下のサービス・活動を管轄する。 ・ 障害児・者の登録、IDカードの発行 ・ 障害児者に対する医療・保健サービス ・ 障害者に対する質の高い治療、リハビリテーションに必要な技術要件の制定とその実施監理 <sup>10</sup>
4	教育省 (Ministry of Education)	以下の活動を管轄する。 ・ 障害児・者の教育に関する情報収集・整備 ・ 教育機関によるインクルーシブ教育及び特別支援教育の監視 ・ 特別基礎教育局 (Directorate General of Special Basic Education)による特別支援学校の運営
5	労働・雇用促進省 (Ministry of Labour and Employment Promotion)	以下の活動を管轄する。 ・ 障害者国家雇用促進局 (National Office for the Promotion of Employment of Persons with Disabilities)による障害者の雇用促進 <sup>11</sup> ・ 障害者を雇用する企業の登録・データ整備 ・ 各種研修プログラムを通じた障害者の職業訓練の実施 ・ 障害者に対する短期雇用を通じた職業訓練の提供

出所：CRPD政府報告に基づき調査チームが作成

<sup>8</sup> CRPD政府報告を基に記載。

<sup>9</sup> CRPD政府報告を基に記載。

<sup>10</sup> 省令208-2009号(2009年)に基づく。

<sup>11</sup> 最高法令018-2006-TR号により設置。

【国内調整委員会設置状況】<sup>12</sup>

「特別障害者委員会」は障害者関連法の立案を目的とする行政機関との調整を行う。CONADIS は、他の行政機関に対し、新障害者基本法の調整・技術的な助言を行う。最高法令 007-2008-MIMDES と 080-2008-PCM で設置した「CRPD 実施のための常設委員会」は、CRPD のフォーカルポイントとなり、各機関における CRPD の進捗を監視する。これらの委員会が各行政機関に働きかけ、障害の主流化を進めている。

【地方政府行政】<sup>13</sup>

CRPD の政府報告の 2010 年時点では、地方自治体が CRPD を推進する体制は未整備であったが、その後、新障害者基本法（2012 年）では、各市に障害者担当局（The Municipal Office for Persons with Disability）を発足し、障害者条例の策定及び国が策定した計画の遂行を担うとの役割が明記されている。

2-2. 障害関連法律の詳細<sup>14</sup>

法律名	障害者基本法（The General Act on Persons with Disabilities, No.27050）
施行年	1999 年
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. CONADIS の発足</li> <li>2. あらゆる生活場面、特に雇用、保健、教育、文化における障害者の権利の法的な補償に係る規定</li> <li>3. 障害者に対する差別禁止の規定</li> <li>4. 行政機関における障害者の法定雇用率（全職員の 3%）</li> </ol>

2012 年に新しい障害者基本法が制定された。主な更新内容を以下に記す。

法律名	障害者基本法（The General Persons with Disabilities Act, No.29973）
施行年	2012 年
更新の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. CRPD に基づく障害の定義の変更</li> <li>2. 「国家アクセシビリティ計画」策定の要求</li> <li>3. 障害者の法定雇用率（行政機関では全職員の 5%、50 人以上の民間企業では 3%）及び雇用企業への優遇（税金の減額）</li> <li>4. 職場における合理的配慮提供の義務化</li> </ol>

<sup>12</sup> CRPD 政府報告を基に記載。

<sup>13</sup> CRPD 政府報告を基に記載。

<sup>14</sup> CRPD 政府報告を基に記載。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	障害者雇用促進法
施行年	1981年
概要	障害者の就労、職業リハビリテーションの支援、雇用者の障害者雇用の促進

法律名	保健衛生基本法
施行年	1997年
概要	障害児・者を含む全国民が保健・医療サービスを受ける権利の保障

法律名	教育基本法
施行年	2003年
概要	18歳未満のあらゆる子どもが教育を受ける権利の保障

法律名	政令 29392 号（障害者基本法の罰則規定）
施行年	2009年
概要	障害者基本法に基づき、女性・社会開発省が就労、教育、アクセシビリティに関する罰則を行う規定。CONADIS が障害者からの相談の受付と調査、各事例の検討と罰則に係る手続きの管轄を行う。

法律名	政令 29478 号（障害者の投票に係る規定）
施行年	2009年
概要	障害者が投票所に行き、投票をする権利の規定とそのための合理的配慮についての規定

法律名	政令 29524 号（盲ろう者の規定）
施行年	2010年
概要	盲ろう者を障害と認定。盲ろう者に対する通訳者を無料で提供する。

**【障害者政策】**

政策名	国家アクセシビリティ計画 <sup>15</sup>
施行年	2018年～2023年
概要	ペルー政府が各市のインフラや設備改修を行う活動計画。障害者の環境、公共交通、情報、コミュニケーションに平等にアクセスするための適切な要件が記載されている。

<sup>15</sup> ウェブサイト記事を基に記載 <https://www.cbm.org/news/news/news-2018/national-accessibility-plan-approved-in-peru/>

政策名	2009年～2013年戦略的な行政計画 (Strategic Institutional Plan)
施行年	2009年
概要	CONADIS とペルー議会の特別障害者委員会が障害者施策の制度の改革・開発を進めるための計画

政策名	障害者のための機会均等計画 (2009年～2018年) <sup>16</sup>
施行年	2009年
概要	障害者の権利保障と社会参加を実現するための中期計画であり、保健医療、教育、社会開発、雇用の分野の計画が掲載されている。

政策名	子どもと青少年のための国家計画 (2002年～2010年)
施行年	2002年
概要	女性・社会開発省が同計画の実施に責任を持つ。障害児に対する特定の戦略策定が要請されている。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況<sup>17</sup>

ペルー政府は 2008 年 1 月 30 日に CRPD とその選定議定書を批准した。国連開発計画 (United Nations Development Programme。以下、「UNDP」) の協力を経て、CRPD の理念に基づく障害者の権利に関するワークショップを 14 県で開催し、CONADIS の専門官や市民団体の代表者らに CRPD の意義を周知した。

ペルー政府は、2010 年 7 月に障害者権利委員会へ第 1 回政府報告書 (以下、「政府報告」) を提出している。障害者権利委員会から 2011 年 10 月に質問事項が提示され、2012 年 3 月に回答書を提出している。その後、2012 年 5 月に障害者権利委員会より総括所見が発出されている。市民団体のパラレルレポートは「ペルー国家人権調整者」(Peruvian National Coordinator on Human Right) が 2017 年 3 月に提出している。

次回の政府報告提出の期限は、2016 年 4 月となっているが、2020 年 12 月時点で提出は確認できない。

障害者権利委員会による総括所見では、ペルー政府に対し、関連する法律の策定・実施・監視の際、障害のある女性を含め障害者の積極的な参加を確保するため、具体的な措置をとるよう要求している。

<sup>16</sup> CONADIS 長官プレゼンテーション資料より抜粋： [https://www.maputoreviewconference.org/fileadmin/APMBC-RC3/tuesday/07d\\_ASSISTING\\_THE\\_VICTIMS\\_-\\_Peru.pdf](https://www.maputoreviewconference.org/fileadmin/APMBC-RC3/tuesday/07d_ASSISTING_THE_VICTIMS_-_Peru.pdf)

<sup>17</sup> CRPD 政府報告を基に記載。

## 2-4. 障害関連施策の状況<sup>18</sup>

### ① リハビリテーションを含む医療サービス

保健省令 587-2009-MINSA (2009 年)で「国家家族保健戦略」が策定され、障害者を含む人々の基本的な医療ケアの充実と、特に低所得層に対する支援強化が明記されている。また保健省令 308-2009-MINSA において、各県のリハビリテーション医療サービス課に対する医療・保健の技術要件を策定し、ペルー政府及び各県は、同要件に沿い、国内における障害者を含む人々に対し、質の高いサービスの提供を行うよう努めている。

総括所見はペルー政府に対し、障害者に対する医療保健サービスの推奨事項として以下を挙げている。

- ・ 障害者に特化した一般的な医療保健サービスへのアクセスを保障する包括的なプログラムを新たに策定する
- ・ 既存の保健関連法を見直し、民間の保健医療サービスを行う事業者が障害者に差別をしない規定を追加し、保健医療従事者の能力強化に必要な予算を配置し、障害の早期発見サービスの提供に必要な改正を行う

### ② 教育

新障害者基本法 35 条において、障害児はインクルーシブ教育を方針とする質の高い教育を受ける権利があり、公立・私立の教育機関は、障害を理由とする就学排除をできないと明記されている。その方針の下、教育省は公立・私立のあらゆる教育機関において、障害児の就学率が促進するよう各教育機関を監督する。また教育省と全県の教育局は、教育施設のバリアフリーや教育環境の整備を行い、アクセシブルな形態での教材の配布を確保するよう記載されている。

政府報告提出時点で教育省が主導して実施した研修及び配布された主な教材・資料は以下のとおりである。

- ・ 2010 年時点で、ペルー政府はインクルーシブ教育パイロットプロジェクトをアプリアク県、アヤクーチョ県、クスコ県、ワンカベリカ県、ワヌコ県で試行した。
- ・ 教育省による早期介入プログラム (Early Intervention Programme) が実施されており、2009 年度は 2053 人の障害幼児が参加した。
- ・ 2009 年 8 月、ワチョ市内でペルー手話と視覚障害児への指導法研修が開催され、40 人の教員が参加した。
- ・ ペルー政府は 16 県 25 機関に対し、点字タイプライターを供与した。また 17 県の視覚障害児に 305 点の教材キットを配布した。
- ・ 国内で 1,983 回、障害児に対する教育心理学的アセスメントが行われた。
- ・ インクルーシブ教育マニュアル 824 冊と特別支援教育規則 800 冊が教育機関に配布され

<sup>18</sup> CRPD 政府報告を基に記載。

た。

- ・ 特別支援教育の支援を行う特別基礎教育センター（Special Basic Education Centers）に対し、260点の教材キットを配布した。

障害者権利委員会は、総括所見においてペルー政府がインクルーシブ教育の方針での取り組みを進める現状を評価する一方、特に先住民族やアフリカ系ペルー住民（Afro-Peruvian Communities）の障害児に留意し、彼らの識字率を向上するための措置をとるよう要求している。

### ③ ジェンダーと障害

政府報告によれば、CRPDの実施状況監視を担う委員会が監視する役割を持つ。またペルー政府は1982年9月、「女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」）」に批准している。CEDAW委員会の総括所見（2014年7月）によれば、ペルー政府に対し、障害のある女児および女性障害者の教育事業へのアクセスを向上させるため、人的措置と資金の追加投入を要求している。その後、ペルー政府は2016年～2019年「国家教育と公民教育計画（National Education and Civic Training Plan）」において、女性障害児・者と関連する教育事業・研修へ女性障害者の視点を加えたことを報告している<sup>19</sup>。

### ④ 訓練・雇用、就労支援

新障害者基本法において、障害者は他の人々同様に働く権利を有しており、職を選び、公平かつ安全な労務環境で従事する権利を持つ。その実現のため、労働・雇用促進省、CONADIS、各県は、その権利を促進し、彼/彼女らの能力を向上させる役割を負っている。

法定雇用率は、行政機関では全職員の5%、民間企業では全従業員の3%を下回らない割合の障害者を雇用する義務がある。法定雇用率を下回る機関は、罰則金（Penalty fees）を支払い、障害者の職業訓練、求職サービス、就労プログラムに活用される仕組みとなっている。

このような方針の下、同分野で実施してきた主な活動は以下のとおりである。

- ・ 労働・雇用促進省は各種雇用促進プログラムを実施している。主な内容は、職業訓練や短期雇用を通じた障害者の能力強化である。また同雇用プログラムの一環で、200名の障害者が、保健省管轄の小型売店（Kiosks）に就業している。他にも病院や健康センター等での就業が進められている。
- ・ CONADISは職業訓練センターを運営し、障害者に対し、大工、園芸、製パン、縫製、コンピュータサイエンスの分野で能力強化を行っている。

障害者権利委員会は総括所見において、法定雇用率の設置と障害者の雇用促進に向けた一定の取り組みを評価する一方、実際には、未だ就労に従事していない障害者が多数いる現状への懸念を表明している。そして、障害者の雇用促進に特化した新たな法律を整備し、障

<sup>19</sup> 2019年2月にペルー政府がCEDAW委員会へ提出した9回目の政府報告に基づく

害者を雇用する企業に対する税金の優遇措置などを設けることを推奨している。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

ペルーには障害者を含む国民が加入できる賦課方式に基づく国民年金制度と、民間保険会社が運用する民間年金制度があり、国民はいずれかを選択して加入する（ただし軍人と警察官は独自の保険制度がある）。加入者には障害年金の給付がある。政府報告（2010年）では、ペルーで障害者を対象とした非拠出型の年金の記載はないが、2019年の公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構の「ラテンアメリカの年金に関する調査研究」<sup>20</sup>によれば、ペルー政府は2017年から、重度障害者に対し、非拠出年金である障害者年金（正式名称：Pensión para personas con discapacidad severa y situación de pobreza）を導入しており、2カ月毎に300ペルー・ソル（約8,750円）<sup>21</sup>の支給が開始されている。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

新障害者基本法 3 章のテーマが「アクセシビリティ」である。障害者は他の人々と同様に、物理的環境、公共交通機関、サービス、情報、コミュニケーションにアクセスする権利を有しており、ユニバーサル・デザインの原則とアクセシビリティの基準に沿い、必要な環境を整備する必要があると明記されている。

2012 年の総括所見では、基本法に基づくアクセシビリティの計画を策定するよう推奨されている。その後、障害者団体や支援団体によるロビー活動も経て、2018 年 8 月、国家アクセシビリティ計画（2018 年～2013 年）が採択された。<sup>22</sup>

・防災

2010 年時点で、国防研究所（The National Institute for Civil Defense）が障害者に対する災害時の対策と手順を発行している。また 2010 年、各県が約 1,200 米ドル（12 万 5,000 円）を災害時の障害者対策としての予算を計上している。同年、外務省は国際フォーラムを開催し、「ジェンダー、高齢者、障害者に対する災害とリスクマネジメント」をテーマとする関係者を招聘し、近隣諸国の経験を学ぶ機会を設けた。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 <sup>23</sup>	<p>【無償資金協力】</p> 国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（詳細設計） 国立障害者リハビリテーション・センター建設計画 <p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> 地域精神衛生向上（1980～1987）
--------------------	--

<sup>20</sup> <https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/r1-2.pdf>（参照 2021-01-09）

<sup>21</sup> 1ペルー・ソル=29.179400円（2020年12月のJICA統括レート）

<sup>22</sup> <https://www.cbm.org/news/news/news-2018/national-accessibility-plan-approved-in-peru/>（参照 2021-01-09）

<sup>23</sup> 内閣府障害者白書、JICA 課題別指針「障害と開発」、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

	<p>【草の根技術協力プロジェクト】                  ワラル地域保健福祉プロジェクト（2003～2005）                  障害者自立支援事業（2006～2009）                  障害者自立支援事業フェーズ2（2011～2016）</p>
<p>他ドナー<sup>24</sup></p>	<p>【ドナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO）                  ペルー事務所では、障害者の就労支援事業を支援している。2020年からは、市の関係者を巻き込み、ジェンダーに配慮した地方自治体における障害者就労支援モデルの策定を支援している。</li> </ul> <p>【国際 NGO】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBM（Cristian Blind Mission）                  1972年より国際 NGO としてペルーを含む南米諸国での活動を展開し、視覚障害者を中心に多様な障害者への支援を行っている。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）や障害者の権利に係る研修の実施、他の市民団体と協力しペルー政府への交渉等の活動を行っている。</li> <li>・ Sense International                  盲ろう児・者とその家族の権利擁護のため、ペルーを含めアジアやアフリカにおいても活動を展開し、主に各国内の NGO に対する技術移転を行う。ペルーでは 2004 年に盲ろう児向けのデイケアセンターの発足から開始し、教育、職業訓練、アドボカシー等の他分野での活動を行っている。</li> </ul>

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況<sup>25</sup>

新障害者基本法 31 条において、各地域で教育、就労、社会開発分野のサービスを実施する際、社会健康保険（EsSalud と呼ばれる）や健康センター等は、障害当事者、家族、地域の関係者を巻き込み、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation. 以下、「CBR」）戦略に基づく活動を計画するよう要求している。

首都リマ市では、各研修 30 人の CBR ワーカーを対象とする研修を実施し、政府報告提出時点において、180 世帯、95 人の障害者に対する支援を行っている。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ペルー政府は 2016 年 2 月にマラケシュ条約に批准した。政府報告では具体的な実績は記報告されておらず、公認機関（Authorized entity）も不明である。その他、障害者を対象とす

<sup>24</sup> 各機関のウェブサイトを基に調査チームが作成

<sup>25</sup> 政府報告を基に記載。

る情報アクセシビリティ分野の事業は運輸コミュニケーション省と CONADIS が管轄している。新障害者基本法は、図書館は身体障害、精神障害、知的障害者にとって使いやすい施設となるべきであり、点字、オーディオブック等の技術の導入を促進すべきと明記している。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

世界保健機関 (World Health Organization : WHO) ウェブサイト<sup>26</sup>によると、ペルーでは 2021 年 1 月 14 日時点で新型コロナウイルス感染者累計が 103 万 7,350 人に達しており、3 万 8,335 人が死亡している。

国際障害同盟 (International Disability Alliance。以下、「IDA」) は、ペルー政府が実施した障害者と新型コロナウイルスへの対策とペルー人視覚障害者 (実名は非公表) にインタビューを行った結果をまとめている<sup>27</sup>。以下は、IDA の同記事をまとめたものである。

### ① ペルー政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

ペルー政府は 2020 年 5 月に非常事態宣言を発動した。同時期に、ペルー政府はコロナ禍での障害者支援を規定した政令 1468 号<sup>28</sup>を発出し、障害者が医療、就労、教育、社会保障の基本的なサービスを差別なく利用できるよう各機関に命令している。また施設の障害者については、施設が責任をもって障害者に必要な配慮を行い、施設の医療従事者と障害当事者は、PCR 検査を受け、新型コロナウイルスの感染を予防するよう命じた。ペルー政府が配布する物資やサービス、人道的な支援は障害者とその家族に優先的に配布することも規定されている。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

ペルー政府は前述の 1468 号政令により、障害者が医療サービスへ差別なくアクセスできるよう要求している。また障害者が家庭内で暴力に晒されていないかモニタリングを導入している。<sup>29</sup>

加えて、ペルー政府は 2020 年 4 月、地方自治体向けの「高齢者と重度障害者に対する新型コロナウイルス予防のための支援ネットワークガイドライン<sup>30</sup>」を策定し、高齢者や障害者に対し、彼/彼女らのニーズに踏まえつつ、新型コロナウイルスの拡大の軽減・予防を行う正しい手順を共有した。各県が適切なチャンネルを使って情報を獲得し、障害者を含む最も脆弱な状況にある人々へ基本的なサービスを迅速に届けるよう命じている。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

ペルー政府は政令 1468 号により、新型コロナウイルス状況下でも障害児が他の児童・生徒と同じように教育サービスを差別なく利用できるよう各機関に命令した。他方、国連児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF) ペルー事務所によれば<sup>31</sup>、新型コロナウイルス

<sup>26</sup> <https://covid19.who.int/region/amro/country/pe> (参照 2021-01-09)

<sup>27</sup> <https://www.internationaldisabilityalliance.org/covid19-peru> (参照 2021-01-09)

<sup>28</sup> <https://spijweb.minjus.gob.pe/wp-content/uploads/2020/04/D-Leg-1468.pdf> (参照 2021-01-09)

<sup>29</sup> <https://equityhealthj.biomedcentral.com/articles/10.1186/s12939-020-01244-x> (参照 2021-01-09)

<sup>30</sup> [https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/608649/RVMPES\\_001\\_2020MIDIS.pdf](https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/608649/RVMPES_001_2020MIDIS.pdf) (参照 2021-01-09)

<sup>31</sup> <https://www.unicef.org/peru/en/documents/keeping-children-peru-learning-time-covid-19> (参照 2021-01-09)

スで学校が閉鎖される以前から、学校に通えない障害児は多いとの情報もある。

#### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

非常事態宣言下において、ペルーの国民は日用品の買い物と薬の購入のため、もしくはそれを行う障害児・者、子ども、高齢者の付き添いのための外出が許可されている。政令 1468 号では、例外として、自閉症児者を含む特別なニーズのある障害児・者については、短時間の散歩もすることができる。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

インタビューのペルー人視覚障害者は、路上で小売業をしていたが、失業した。政府からの財政支援を得ており、最低限のニーズは満たされた生活を送れている。IDA によれば、他国と同様、ペルーでも失職した人々の再就職が課題となっており、障害者はインフォーマルセクターでの仕事に従事している者が多く、同じ仕事に戻るのは、容易ではないと推察している。

#### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

政令 1468 号において、新型コロナウイルスに関連する情報は、点字、手話、その他の形式で発信される。また、障害者が在宅ワークやオンライン授業に参加できるよう記載されている。他方、IDA の記事によると、障害者自身がさまざまなサービスを得られる権利があると知らない者が多く、政府側から登録障害者に連絡し、状況を聞き取り、援助物資やサービスを提供している。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

##### 主な障害者団体

団体名	概要
ペルー国家障害者連盟 Confederación Nacional de Discapacitados del Perú (CONFENADIP)	障害者団体及び連盟が集合した全国組織。障害者に関連する政策、プログラム、開発計画の実施を促進し、障害者の就労等を通じた社会参加を促進するための研修を行う。また障害者に向け国レベル、地域レベル、各市レベルで情報提供を行う。また啓発プログラムを通し、国レベル、地域レベル、各市内における人々に対する意識の啓発を行う。
障害者エンパワメントセンター Centro de Empoderamiento de Personas con Discapacidad (CEMPDIS)	障害者及び障害児の家族で構成される市民組織。国際的な障害者運動の流れに沿い、社会モデルに基づく活動を推進する。主な活動は、(1) 地域に根ざしたインクルーシブ開発 (Community-based Inclusive Development。以下、「CBID」) 戦略に基づく国内 4 か所の地域におけるリハビリテーション活動、(2) 補装具の開発プログラム、(3) 政府に対するアドボカシーである。
ペルー盲人女性委員会 Comisión de Damas Invidentes del Perú (CODIP)	視覚障害のある女性と女兒の権利擁護を行う全国組織。能力強化研修、情報発信、政府に対するアドボカシーを行う。

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

##### 主な障害者支援団体

団体名	概要
ペルーダウン症協会 Sociedad Peruana de Síndrome Down (SPSD)	1995 年に発足。ダウン症者とその家族で構成される全国組織であり、約 3500 名以上が会員となっている。主にダウン症に関する情報提供、相談、アドボカシーを行う他、近年では、CRPD の普及とダウン症研究も行う。

#### 4. 参考資料

Government of Peru (2010) *CRPD initial Report submitted by Peru*

Ministerio de la Mujer y poblaciones Vulnerables (2014) *Peru: Advances in Public Policy on Disability*

Sakellario, D., Malfitano, A. P. S. and Rotarou, E.S. (2020) Disability inclusiveness of government responses to Covid-19 in South America: a framework analysis study, *International Journal for*

UN (2012) *CRPD concluding observations on the initial report of Peru Equity in Health*, Volume 19, 2020

UN (2014) *CEDAW concluding observations on the combined 7<sup>th</sup> and 8<sup>th</sup> report of Peru*

UN (2019) *CEDAW ninth periodic report submitted by Peru under article 18 of the Convention*

#### <ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-09)

JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 [https://www.jica.go.jp/activities/issues/social\\_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline\\_handicap\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf) (参照 2021-01-09)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf) (参照 2021-01-09)